

船橋市教育委員会会議 1 月定例会会議録

1. 日 時 令和2年1月23日(木)
 開 会 午後 3時00分
 閉 会 午後 4時06分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
 委 員 鎌 田 元 弘
 委 員 佐 藤 秀 樹
 委 員 鳥 海 正 明
 委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 大 山 泰 光
 管理部長 大 竹 陽一郎
 学校教育部長 筒 井 道 広
 生涯学習部長 三 澤 史 子
 管理部参事兼施設課長 安 藤 明 宏
 学校教育部参事兼学務課長 礪 野 護
 生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
 生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭
 教育総務課長 齋 藤 太 郎
 指導課長 大 野 等
 総合教育センター所長 小 林 英 俊
 社会教育課長 二 野 史 靖
 青少年課長 加 藤 宏 之
 郷土資料館長 牟 田 重 実
 青少年センター所長 大 谷 泰 彦
 西図書館長 仲 臺 幸 彦
 市民文化ホール館長 高 橋 頼 子
 保健体育課主幹兼課長補佐 高 橋 和 宏
 指導課長補佐 渡 部 昭 彦
 市立船橋高等学校事務長 三 山 浩 高
 教育総務課主査兼企画係長 山 田 伸 之

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第1号 船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第2号 船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第3号 船橋市総合体育館条例施行規則及び船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第4号 船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について

第3 報告事項

- (1) 令和元年第3回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 令和元年度全国高等学校選抜大会等の結果について（市立船橋高等学校）
- (3) 令和元年度船橋市小・中・特別支援学校造形作品展「子供たちの色・形・夢」について
- (4) 令和元年度船橋市学校給食展の開催について
- (5) 小惑星F u n a b a s h i 命名1周年記念天文講演会について
- (6) 令和元年度中学校演劇部冬の発表会の結果について
- (7) 第24回ふなばし音楽フェスティバルについて
- (8) 令和元年度（第32回）船橋市文学賞受賞結果について
- (9) 令和元年度船橋市郷土資料館企画展 船橋の「これ、知りたい！」－先生がもっと知りたいこと－について
- (10) 「船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－」（素案）に対するパブリックコメントの実施結果報告について
- (11) 金杉台中学校に関する検討状況報告について
- (12) 新設小学校に係る校章最終案について
- (13) 成人式について
- (14) 船橋市立学校ネットパトロール等事業について
- (15) スクールロイヤー活用事業について
- (16) 令和2年第1回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (17) 令和2年第1回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (18) その他
- (19) 令和2年第1回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから教育委員会会議 1 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

1 2 月 2 6 日に開催しました教育委員会会議 1 2 月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは議事に入りますが、先ほど事務局から、令和 2 年第 1 回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明についての報告事項が追加の報告事項として提出されましたので、船橋市教育委員会会議規則第 7 条に基づき、本日の議事日程において当該報告事項を報告事項（19）として追加したいと思います。

さらに、当該報告事項については、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（18）の前に繰り上げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

また、報告事項（10）から（13）、報告事項（15）から（17）、報告事項（19）につきましては同規則第 12 条第 1 項第 4 号に、報告事項（14）につきましては同規則第 12 条第 1 項第 3 号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号について、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

よろしく願います。

本冊1、2ページになります。

議案第1号について、船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

先月行われた令和元年第3回定例市議会で船橋市プラネタリウム館条例の一部を改正する条例が可決され、4月1日から観覧料や料金区分が改正されます。この条例が改正されたことにより、プラネタリウム館条例施行規則の改正が必要になりました。あわせて、文章表記を整理しています。

改正箇所は2点あります。

議案にあります1ページの表の中をご覧ください。

1点目です。

第6条観覧料の免除についてです。最初にこの6条の内容ですが、「市の区域内の」と始まる条文ですけれども、内容としては市外に在住の幼児、小・中学生でも、市内の学校に通っていれば観覧料が免除になるという内容でございます。

それでは、表記について説明します。

右の原稿では、観覧料の免除の対象で、「小学校児童、中学生の生徒又は幼稚園若しくは保育所の幼児」と記載しているところを、左になりますが、「保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の幼児、児童又は生徒」と改めるものでございます。

この追加する認定こども園、特別支援学校につきましては、現行でも規則にありますが、ここには書いていないんですけれども、教育委員会が特に必要と認めるときということで、今までも免除対象としていました。今回の改正に合わせて、文章表記を改めるものでございます。

2点目です。

2点目は、第2号様式プラネタリウム学習投映観覧料免除申請の変更です。

1ページ下から2ページをご覧ください。

2ページの右にあります現行は、大人、小人と2つになっていますが、条例の改正により区分が変更となったことから、幼児、小学生・中学生、高校生、一般と改めるものでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第1号、船橋市プラネタリウム館条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第1号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第2号について、青少年課、説明願います。

【青少年課長】

議案第2号、船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。

資料は本冊3ページとなります。

改正の理由でございますが、船橋市少年自然の家条例の一部改正に伴い、所要の改正等を行う必要があるため、船橋市教育委員会組織規則第3条第2号の規定に基づき、議決を得る必要がございます。

改正の内容につきましては、本冊の8ページをお開きください。

こちらの新旧対照表で説明してまいります。

今回の条例改正に伴いまして、使用料の区分に新たに幼児、高校生を加えまして、引率者と育成者を同一としたことから、第1号、第2号様式の種別を変更いたしました。また、現状ですと少年団体の育成者、大人だけの利用もあるということで、今まで引率責任者という形の表記からちょっと表記がわかりづらいということもありましたので、責任者という形に変更いたしました。

続きまして、9ページをご覧ください。

こちらにつきましては、今まで不服申し立ての期間の教示がなかったことから、新たに不服申し立ての期間を教示いたしました。

10ページにつきましても同様でございます。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第2号、船橋市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第2号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

ご説明させていただきます。

議案第3号でございます。

船橋市総合体育館条例施行規則及び船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

本冊13ページから31ページでございます。

令和元年第3回船橋市議会定例会におきまして、船橋市総合体育館条例及び船橋市武道センター条例、こちらが改正され、令和3年4月1日から施行となることから、船橋市総合体育館条例施行規則及び船橋市武道センター条例施行規則に所要の改正を行うものでございます。

具体的なところをご説明させていただきます。

本冊資料の中で、22ページから24ページをご覧くださいでしょうか。

新旧対照表でちょうど22ページの中段あたりから、第4号様式というものを掲載させていただいております。左側が新規則、右側が旧規則でございます。

この中で、ページめくっていただきまして、24ページになります。

一番上に利用人数という欄書きがされてございます。この中で、新のほうで上から一般、高校生、中学生以下、旧のほうで一般、学生、中学生以下という記載がなされております。条例改正におきまして、学生という区分、学生の中には高校生、大学生が含まれております。条例改正において、大学生が一般という形になりましたことから、様式を変更させていただき、一般、高校生、中学生以下という記載をさせていただくものでございます。

また、その他といたしまして、字句の訂正をさせていただきます。「器具」という字句を「附属設備」、また、「かかる」や「もれ」といった平仮名表記の部分を漢字表記に改正する改正を行うものでございます。

議案第3号について、説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま、説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第3号、船橋市総合体育館条例施行規則及び船橋市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第3号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

それでは、議案第4号につきましてご説明させていただきます。

船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則でございます。

本冊33、34、35でございます。

こちらにおきましても、先般の令和元年第3回船橋市議会定例会におきまして、船橋市都市公園条例、船橋市総合体育館条例、船橋市武道センター条例及び船橋市運動広場条例、こちらが改正されたものを受けて、今回のカードの交付に関する規則の改正を行うものでございます。内容につきましては、先ほどと同様、年代の区分、こちらが「学生」というものから「高校生」という記載に変更されたことを受けた変更でございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問ございますか。

それでは、議案第4号、船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第4号につきましては原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに報告事項（1）について、管理部、報告願います。

【管理部長】

それでは、報告事項（1）、令和元年第3回船橋市議会定例会の報告をさせていただきます。

本冊の37ページをご覧ください。

まず、会期でございます。令和元年11月18日から12月20日までの33日間で開催されました。

次に、議案等についてでございます。

教育委員会に関係する議案でございますが、まず、議案第1号、令和元年度船橋市一般会計補正予算でございます。この中に小・中学校の外壁剥落防止、屋上防水、受水槽の改修、体育館の天井照明改修等の改修工事予算が含まれてございます。これは国の補助金を活用しまして、令和2年度に繰り越して整備するものでございます。

続きまして、議案第16号、船橋市プラネタリウム館条例の一部を改正する条例から議案第27号、船橋市文化芸術ホール条例の一部を改正する条例、この12議案につきましては、行財政改革推進プランの6つの柱の一つでございます受益者負担の見直しに係るものとしまして、各議案に記載の施設の使用料の見直しに関する条例改正議案でございます。

以上が市長提案の関係議案になります。

そのほかにご覧の陳情が2件ございました。

続いて、（3）議案等に対する主な質問事項でございます。

市長提案の議案に対する質疑につきましては、初日、開会時間がおくれましたので、11月25日、11月26日の2日間となりまして、6人の議員より質問がございました。

40ページをお願いいたします。

11月27日から12月3日の5日間、こちらは一般質問になりまして、18人の議員より質問がございました。

続きまして、46ページをお願いいたします。

12月20日、こちらは市長からの報告がございまして、2人の議員より質問がございました。内容につきましては、ご不明な点は後ほどご質問いただければと思います。

続きまして、47ページ、4、各委員会及び本会議採択結果でございます。

最初に議案関係でございます。議案第1号の補正予算、こちらにつきましては、予算

決算委員会で採択が行われまして、賛成多数で可決すべきものと決しました。また、本会議でも同様に賛成多数で可決に至っております。

次に議案第16号から、次のページの議案第27号につきましては、こちらは文教委員会で審議に都合6日間を要しましたが、最終的には賛成多数で可決すべきものと決しました。また、本会議でも同様に賛成多数で可決に至っております。

続きまして、陳情の28号、船橋市立私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を条例化することを求める陳情がございます。こちらにつきましては、幼児教育の無償化によりまして市の規則が既に廃止されているということになりまして、陳情者から取り下げがございました。その取り下げにつきまして、文教委員会で承認されまして、本会議でも同様に取り下げが承認されました。

最後に陳情第29号、文教委員会内に公民館運営方策検討会の設置を求める陳情がございました。こちらは文教委員会に付託されることなしに本会議で採択となりました。

第3回定例会の報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【鎌田委員】

43ページの議員の一番下のICT教育についてお尋ねがありましたが、これはどんなお答えになっているのでしょうか。特に全生徒に1台ずつPCをと国の方針もあつたりしますが、その辺りとの関係を教えてください。

【総合教育センター所長】

ICT教育についてのご質問には、このときは現状ということでお答えさせていただいております。内容としましては、船橋市では、まず質の高いICT環境の充実を図るために研究指定校に電子黒板や指導者用のデジタル教科書、タブレット等を整備いたしましたということ。その後、そういった成果を踏まえまして、全中学校に電子黒板、指導者用のデジタル教科書整備費ということで現状を伝えた後、今後は学習指導要領が求めている主体的、対話的で深い学びの実現に向けた事業改善を支援していくために、ICT整備に向けてさらに努力してまいりたいと考えておりますというところまでの答弁でございます。

以上でございます。

【教育長】

ほかにいかがですか。

【小島委員】

同じく43ページの一番下の制服についての質問になるのですが、市船と市内の公立中学校の制服について、デザイン変更についての質問があるのですが、市船も含めてこれまでデザインを途中で変更したような学校があるのかということと、そういう見直しのタイミング的なもの、何か傾向があったりするのかと、そういう見直しというものを教育委員会から何か積極的に働きかけるということがあるのか、3点、お願いします。

【市立船橋高校事務長】

まず、小平議員から出た「制服のデザイン変更するときかと思うが見解を伺う。」という質問には答えさせていただきました。生徒や保護者などからいろいろな意見があるかと思いますが、その時々声、母校への思いなどさまざまであり、制服はデザインだけでなく、将来の学校を見据えて、多くの方の意見を聞きながら判断するものだと思っております。議員のご指摘もその一つとさせていただきます。現在のところ市立船橋高校では、落ちついた色合いとシンプルなデザインである制服を継承し、伝統を守り、現行のままで考えておりますという形で回答はさせていただいております。

【教育長】

今まで市船は変更したことがあるんですか。

【市立船橋高校事務長】

ありません。

【指導課長】

公立の制服につきましてです。

「性別に関係なくスラックスを選べる学校が増えているが、市内中学校の現状は。」という質問でありました。それに対しまして、まず1点目が、多様な個性を尊重する環境をつくっていく一環として、女子生徒がスカート以外にスラックスを選ぶことができる学校が全国的に広がっていますという答弁と、もう1点が、本市につきましてもそういった学校生活において、そういった児童生徒の心情に配慮したきめ細かな対応をできるようにすることがとても大切なことだと今の段階では認識しています。また、制服について現在のところ性別に関係なく選べるスラックスを導入している学校はありませんけれども、各学校とも生徒個々のニーズに合わせて心情に寄り添った対応をしているところという形で答弁はしております。

また、この間、実際市内で制服の見直しを図ったということは、過去に何校かございます。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（２）について、学務課、報告願います。

【学務課長】

市立船橋高等学校の令和元年度全国高等学校選抜大会等の結果についてご報告いたします。

お手元の資料本冊４９ページをご覧ください。

男子バスケットボールにつきましては、１２月２３日から行われたウインターカップ２０１９に出場しました。１回戦は広島県の広島皆実と対戦して９１対７３で勝利。２回戦は昨年度準優勝した愛知県の中部大第一と対戦し、８８対８２で勝利。３回戦は宮城県の明成高校と対戦しましたが、７３対９５で敗退しました。

サッカー部につきましては、１２月３０日から行われました令和元年度第９８回全国高校サッカー選手権大会に出場しました。市立船橋高校は２回戦から出場しましたが、宮崎県の日章学園と対戦し、PK６対７で惜しくも敗れてしまいました。

以上、結果でございます。応援ありがとうございました。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項（３）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

本冊５１ページをご覧ください。

報告事項（３）、令和元年度小・中・特別支援学校造形作品展開催についてご報告いたします。

今年も「子供たちの色・形・夢」をテーマに２月４日から２月１０日にかけて、船橋市民ギャラリーを会場に開催いたします。

この作品展の経緯についてですが、資料のとおり立体作品の発表の場として図画工作・美術教育を進める上で貴重な機会となっていると考えております。平成５年の２月以降、市民ギャラリーを会場に小・中合同で開催されるようになって２７回目を迎えます。本年度の出品予定数は３，６６８点でございます。ここ数年、来館者数も多く、本作品展に対する期待の大きさを感じているところであります。昨年度は雪の影響もあったのですが、日曜日には３，０００人近くの来館者があり、１週間の来館者総数は７，２４５人でした。今年度も多くの児童生徒、または市民の皆様にご覧いただき、造形の楽しさを伝えたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（４）について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課主幹】

資料は５３ページです。

船橋市学校給食展についてです。

今年度の船橋市学校給食展ですが、１月３１日に市民文化ホールで予定しております。

今年はオリンピック・パラリンピックイヤーということもあり、午前中はサッカー日本代表チームの帯同シェフである西芳照氏の講演会、午後はアスリートフードマイスターの林葉子氏による食育の取り組みを紹介いたします。毎年好評を得ておりますので、本年度もその好評を維持できるように給食展のほうを開きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員の皆さんも、ぜひ講演等を聞きに行ってくださいと思います。

続きまして、報告事項（５）について、総合教育センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

本冊５５ページをご覧ください。

プラネタリウム館から天文講演会のお知らせでございます。

小惑星にF u n a b a s h i と命名されました。これに伴いまして、昨年９月にプラネタリウム館におきまして、小惑星F u n a b a s h i 命名記念イベントを行いました。たくさんの方々に参加していただきました。この小惑星F u n a b a s h i の命名１周年記念のイベントを行うというお知らせでございます。

天文講演会「見えた！ブラックホール」です。日時は３月１４日土曜日、午後６時から、会場はプラネタリウム館です。本講演会には、本間希樹国立天文台水沢V L B I 観測所教授を招聘いたします。本間教授は、昨年ブラックホールの撮影に世界で初めて成功した国際プロジェクトチームの日本代表でございます。昨今、天文分野において話題になっている方であり、今後ますますご活躍が期待されております。

応募の申し込みは先週１５日から始まっており、既に１００名を超える応募がありました。教育委員の皆様もお時間がございましたら、ご来館くださるようお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

ぜひおいでいただければと思います。

続きまして、報告事項（6）から報告事項（9）については定例の報告事項であるため、質疑を一括して行いたいと思います。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告事項（10）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告事項（10）、船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－（素案）に対するパブリックコメントの実施結果についてご報告いたします。

資料は別冊2の1ページをご覧ください。

11月6日の教育委員会会議定例会でご報告いたしました船橋の教育2020－船橋市教育振興基本計画－（素案）につきまして、令和元年12月15日から令和2年1月14日までの1カ月の期間、パブリックコメント、意見募集を行いました。

今回のパブコメでは、市立小・中・高・特別支援学校の保護者宛てに、パブコメの実施について学校便りやチラシでお知らせをいたしました。また、船橋市の子育て応援・情報ツールであるふなっ子メールやふなっ子アプリで、パブコメ実施の情報を配信し、一人でも多くの子育て世代からご意見をいただけるよう努めました。その結果、現行の船橋の教育、後期教育振興基本計画のパブコメでは1名、4件のご意見でしたが、今回は10名から35件のご意見をいただきました。

3、意見の集計をご覧ください。

主な意見の内容と意見番号、意見数は記載のとおりです。35件のご意見のうち、基本方針ごとのご意見の内訳といたしましては、基本方針1について1件、基本方針3について9件、基本方針4について8件、基本方針6について6件、基本方針7について4件、基本方針8について7件のご意見をいただきました。

いただいたご意見は、一つ一つを十分に検討いたしまして、2ページ以降にご意見の概要と、右側の欄には教育委員会の考え方を記載しております。これらのご意見につきましては、大きく分けて計画書素案の記述内容の見直しに及ぶものと、今後施策を進めるに当たっての課題や留意点について言及するものの2つございました。

まず、前者といたしましては、基本方針の構成の変更や各基本方針に具体的な教育施策を追加すべきといったご意見。小規模特認校制度など新たな制度の導入や素案で引用している「船橋市立小・中学校の学校規模、学校配置に関する基本方針」の見直しを求めるなどのご意見でございます。

次に、後者のものとしたしましては、グローバル教育、道徳教育、人権教育、働き方改革といった個々の教育や施策のあり方及びこれらを推進するに当たってのご意見でございます。

このうち、具体的に素案を修正するものとしたしましては、意見番号26番を考慮しております。

8ページ、意見番号26番をご覧ください。

基本方針7、推進目標1、施策2、特別支援学校・学級の充実について、難聴の特別支援学級数が5年後も現状のままの2校となっていることから、施策の拡充を求めるご意見となります。こちらにつきましては、難聴通級指導教室の開設についての記述を追加することを検討しております。

以上、パブコメでいただいた意見と回答のご報告となりますが、この内容は来月5日の文教委員会でもご報告させていただきます。なお、今後はパブコメでいただいたご意見と、先月12日の文教委員会で委員の方々からいただいたご意見を策定の参考とし、加筆、修正したものを今後の教育委員会会議で船橋の教育2020策定の議案として提出する予定でございます。

ご説明は以上です。

【教育長】

何かご意見、ご質問はありますか。

小学校には難聴通級指導教室があるのですがけれども、中学校に無く、今後つくる予定があるということなので、このように変えたということです。

いいですか。

それでは、報告事項(11)について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告事項(11)、金杉台中学校に関する検討状況についてご報告いたします。

資料は別冊2の11ページをご覧ください。

統合・通学区域の見直し案等に関するアンケートの集計結果についての速報でございます。

まず、今回のアンケート調査の目的としたしましては、9月に実施した保護者アンケートにおける自由記述欄に、通学区域(学区)の見直しを求める意見が多数ございました。それを踏まえて、11月下旬の第3回地域説明会では、学区の新たな見直し案を提示して、課題等をご説明いたしました。参加者が30名に満たない状況であり、十分な意見集約ができなかったことから、広く関係する保護者対象にアンケートを実施することとし、通学区域の見直し案に対する今後中学入学を控えた児童の保護者の率直な考

えを把握することを目的といたしました。

続いて、調査方法となりますが、調査対象者といたしましては、9月の保護者アンケートでは対象を4年生から6年生といたしましたが、その際のアンケート結果や第3回地域説明会でのご意見も踏まえ、今回は関係小学校の1年生から6年生の保護者といたしました。調査方法、調査期間は記載のとおりでございます。

続いて、12ページ、4、アンケートの回収結果につきましては、対象者945人に対し、回答のあった児童数は804人、回答率は85%でございました。このページの表は学校別、お隣13ページの表は学年別の回収結果を載せてございます。

続いて、14ページ、5、集計概要でございます。今回のアンケートのポイントといたしましては、統合か通学区域の見直しがよいのかを選択していく流れの中で、回答が段階的に終了していく構成とし、アンケート対象者が通学区域の見直し等に対してどのような考えであるかを分析できるようにいたしました。

具体的には、【参考】本アンケートの設問のつくりのフロー図にあるとおり、まず、対象者にアンケートのQ3で統合したほうが良いと思うかをお聞きいたしまして、そう思う方は右下、「a. 統合したほうが良い」の考えとし、質問を終了いたします。一方、そう思わない方については、Q4に進み、通学区域の見直しにより生徒数を増やすのが良いと思うかお聞きし、そう思わない方は「b. 小規模校維持・選択地域継続」の考えとして質問を終了、そう思う方はQ5に進み、通学区域の見直し案①と②のどちらが良いかをお聞きし、どちらも良くないと考える方は「e. その他」の考えとして質問を終了、いずれかの見直し案に賛成する方はQの6に進み、生徒数を確実に増やし存続させていくため、通学指定校変更を当面の間認めない対応が良いと思うかをお聞きし、そう思う方は「c. 厳格に学区変更し存続」、そう思わない方は「d. 学区変更し柔軟な制度維持」の考えとすることで、aからeまでのいずれかの考えに分析できるようにいたしました。

その結果、15ページ、上段の表、全体の集計概要といたしましては、「a. 統合したほうが良い」が543人で68%、「b. 学区の見直しをせず、今のままの小規模校を維持」の方が41人で5%、「c. 厳格に学区変更し通学指定校変更を認めない」が160人、20%、「d. 学区変更し柔軟な制度を維持、指定校変更を認める」が42人で5%、「e. その他・未回答」が18人、2%でございます。

続いて、ただいまの集計概要を学校別に見ますと、金杉台小学校といたしましては、下段の表となり、代表的な「a. 統合したほうが良い」が104人で45%、「c. 厳格に学区変更し存続」が100人で43%と、ほぼ同数でございました。

続いて、16ページ、金杉台小学校以外の5校につきましては、「a. 統合したほうが良い」が439人で77%、「c. 厳格に学区変更し存続」が60人で11%と、統合したほうが良いが多数を占める結果となりました。

なお、17ページから22ページには、この集計に使った設問ごとのアンケート結果

を、また、23ページから38ページまでは、実際に配布したアンケート用紙とパンフレットを添付させていただきました。

今回の保護者アンケートの結果、統合したほうが良い意見が全体の68%を占めること、また、これまでの検討や地域との意見交換等をしてきたことを総合的に考え、今後、統合に向けた諸課題を精査、調整するとともに、時期もあわせて検討し、年度内に結論を出したいと考えております。

次回2月4日に開催する2月定例会では、このアンケート集計結果の完成版と2月8日に実施する予定の金杉台第4回地域説明会の説明内容をご報告いたします。

ご説明は以上です。

【教育長】

ただいま、報告ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

続きまして、報告事項(12)について、学務課、報告願います。

報告事項(12)、「新設小学校に係る校章最終案について」は、学務課長から報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項(13)について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

報告事項(13)、成人式について説明させていただきます。

まず、令和2年船橋市成人式の実施状況についてご報告いたします。

最初に、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきまして本当にありがとうございました。

それでは、別冊2の41ページの船橋市成人式実施結果をご覧ください。

1月13日の成人の日に市民文化ホールにおいて、式典を3回に分けた3部制で開催いたしました。参加者でございますが、3部合わせて対象者が6,444名のところ、3,899名の参加で、全体の参加率は60.51%でございました。昨年と比べますと、対象者の人数は11人増えるとともに、参加者は132人増えており、参加率は1.90%増加いたしました。

なお、式典後半での「二十歳のアピール」では、総勢29人の吹奏楽の演奏やソロ歌唱、マジックなど多彩な発表があり、フィナーレでは会場の新成人も一緒に手締めを行い、会場の全員で新たな門出を祝いました。

また、中央公民館6階講堂や2階リハーサル室などでは、よりみち広場が開かれ、中学校の恩師からのメッセージコーナー、式典中継コーナー、未来ポストコーナーや喫茶コーナー、似顔絵コーナー、写真撮影コーナーなど大変好評で、延べ2,305名の新

成人が来場されました。

また、今回も成人式OB、OGのメンバー17名が会場整理や受付、よりみち広場などの裏方として、ボランティアでお手伝いをくださり、また、船橋翼ライオンズクラブや青少年相談員連絡協議会の皆様など、多くの団体からご協力をいただく中で、盛大に成人式を実施することができました。

続きまして、成年年齢引き下げ後の成人式の対象年齢等についてご報告いたします。
42ページをご覧ください。

平成30年6月に、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年から施行されることに伴い、成人式の対象年齢をこれまでの二十歳とするか18歳とするか検討する必要があり、市内在住の当事者にアンケートを実施することを11月に開催した教育委員会会議で報告させていただきました。

アンケートは主に令和4年時点で18歳、19歳、20歳となる現在の中学3年生、高校1年生、高校2年生及びその保護者を対象に令和元年11月15日から12月16日の間で、市ホームページにて回答できるウェブアンケートで実施いたしました。

アンケートの結果は、これから成人式を迎える方については685人、保護者については584人の回答がございました。成人式のイベントを何歳で行うことが良いかという質問については、これから成人式を迎える方の回答としては、「20歳が良い」67%、「18歳が良い」23%という結果でした。保護者からの回答は、「20歳が良い」が86%、「18歳が良い」が10%という結果でした。これから成人式を迎える方、保護者ともに、「20歳が良い」が多数を占める結果となりました。

二十歳で行ったほうがよいと思う理由は、これから成人式を迎える方、保護者ともに、「18歳だと受験や就職の準備と重なる時期と思われる」という理由が一番多かったです。

また、これから成人式を迎える方のみを対象とした成人式の名称はどちらが良いかという質問については、「成人式」がよいと答えた割合が87%、二十歳の集いなど「成人式」以外の名称が良いと答えた割合が13%でした。

アンケートの結果を踏まえ検討した結果、民法の成年年齢の引き下げ後の成人式については、成人式の対象年齢は引き続き20歳とし、成人式の名称も引き続き、船橋市成人式で行うことといたしました。

なお、参考までにアンケートのほうが43ページ以降に各設問ごとにございます。その中で、自由記述欄のほうに書かれているところでまとめさせていただいたものが47ページにございます。

47ページのこれから成人式を迎えられる方の自由記述のところで、飲酒や金銭面や受験・進学については、市としましても想定できる内容の回答であったのですが、④の「別の年代と一緒に成人式に出るのが困るに関して」の1つ目の黒丸にある「もし18

歳で成人式を行うと上の先輩と重なって3学年同時に成人式を行うことになってしまうので20歳が良い」と。あとその下のところで、「ほかの学年と一緒に成人式をやると、やっぱり特別感がなくなってしまう」などという当事者ならではの意見もございました。

また、52ページをご覧いただきたいのですが、52ページの保護者の自由記述の主な意見のところなのですが、⑥「18歳がよい」に関しての1つ目の黒丸にある「式典参加は高校の制服またはそれに準ずる格好でよいと思います」といった意見もある一方、最後の⑦その他の黒丸の2つ目にあるように、「高校生だと振袖ではなく制服になりそうな気がするので、できれば娘に振袖を着せたい」という意見もあり、費用負担的には大変であると考えられますが、一方で子どもの成長した姿を見たいと思う保護者の心境を察することもできました。

説明は以上です。

【教育長】

ただいま、報告がありました。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

続きまして、報告事項（14）について、青少年センター、報告願います。

報告事項（14）、「船橋市立学校ネットパトロール等事業について」は、青少年センター所長から報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（15）について、指導課、報告願います。

報告事項（15）、「スクールロイヤー活用事業について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（16）について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告事項（16）、船橋市立小学校設置条例の一部改正について説明させていただきます。

資料は、別冊1の3ページをご覧ください。

学校の名称については、塚田南小学校を最終案といたしました。

また、前回の教育委員会会議において、小学校の設置について議決を得たところでございます。

新設校の通学区域変更は複雑であり、該当児童保護者への周知、転校や指定校変更の申請相談に十分な時間を確保する必要があります。条例改正後には、船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を改正し、令和2年度より新設校の転入学事務を行う

予定であります。

改正箇所につきましては、第2条中「船橋市立小室小学校 船橋市小室町899番地」を「船橋市立小室小学校 船橋市小室町899番地」、その下に「船橋市立塚田南小学校 船橋市行田1丁目50番1号」に改めます。施行期日は令和3年4月1日でございます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
続きまして、報告事項（17）について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

報告事項（17）、船橋市少年自然の家条例の全部を改正する条例についてご報告いたします。

別冊1、5ページをお開きください。

こちら、行財政改革プランの柱として指定管理者制度の導入の推進が掲げられておりまして、効果が見込める施設として一宮少年自然の家が区分されております。指定管理者制度を導入する所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、②にございます。指定管理者が行う業務、指定管理者指定の申請、指定管理者の指定、こちらの3点でございます。

なお、指定管理のほう、令和3年4月1日施行予定でございまして、その前の準備行為としまして、指定管理者の申請の受け付けと、指定管理者の指定のほう、こちらを先行して行う必要がございますので、附則にて準備行為を規定しております。

スケジュールにつきましては、③に書かれているとおりになりまして、令和2年7月に指定管理者の募集を開始いたしまして、その後、令和3年1月、指定の通知・告示、令和3年4月に指定管理による運営開始という運びになっております。

報告事項は以上となります。

【教育長】

ただいま、報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。
よろしいですか。
それでは、報告事項（19）について、総合教育センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

別冊4、1ページをご覧ください。

令和元年度3月補正予算ICT機器整備費についてご説明いたします。

昨年12月に文部科学省からGIGAスクール構想が発表され、高速大容量無線LAN整備と、令和5年度までに小・中・特別支援学校の児童生徒に1人に1台の端末、パソコンですけれども、その整備を目指すことが公表され、LAN整備と児童1人1台端末の整備が盛り込まれた令和元年度補正予算が閣議決定されました。

これを受けまして船橋市でも、令和元年度の3月補正予算で市立小・中・特別支援学校、市立船橋高等学校に高速大容量の無線LAN環境を整備するものでございます。

補正予算案の金額は書かれてあるとおりですが、小学校55校、塚田南小を含みますが、として8億2,659万3,000円、中学校27校分として3億5,863万2,000円、特別支援学校2校舎分として3,604万9,000円、市立船橋高等学校分として2,009万円、総額で12億4,136万4,000円でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま、報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（18）、その他で何か報告したいことがある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議1月定例会を閉会いたします。

午後 4時06分閉会

令和2年1月23日